

## 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目    | 委員からのご意見  | 県の考え方   |
|-----|-------|---|---|
| 1   | 被害者の声 | <p>・会議の際に配布された「取りまとめた犯罪被害者の声」で、殺人事件や強制性交の被害者が求める支援として、「弁護士費用の補助」の件数に集計漏れがある。</p>  | <p>●「取りまとめた犯罪被害者等の声」の資料を作成するにあたっては、必要な施策として「弁護士費用の補助・給付」と明記されたものを「弁護士費用の補助」を求めた意見として集計し、「弁護士の助言を受ける機会の確保」、「弁護士による相談体制の充実」などは「その他」の意見として集計しています。</p>   |
| 2   | 被害者の声 | <p>・被害者は被害直後から経済的負担が増え、困窮する状態になっていることが明らかであり、県は経済的支援策を早急に制度設計すべきである。</p> <p>・「傷害」事件の被害者からも同様の意見が上がっており、対象範囲を検討する際に考慮すべきである。</p>   | <p>●具体的な経済的支援策を検討するにあたっては、「犯罪被害者等の声」をお聞きすることはもちろん、他の都道府県の状況なども参考にしながら、対象とする経費や対象者の範囲などを定め、財政的にも持続可能な制度となるよう設計したいと考えています。</p>  |
| 3   | 被害者の声 | <p>・推進会議において、複数機関の協力により犯罪被害者等の声が収集された。一部機関では、県のいう重要犯罪に限定して回答したとのことであり、今回の回答で犯罪被害者等のニーズが必要十分に把握できたとは評価し難い。</p> <p>・条例第22条では「県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずる」と規定している。この検証及び措置実施のためには犯罪被害者の声の把握が不可欠である。</p> <p>・したがって、今後も犯罪被害者等の声の収集を継続することを求める。</p> | <p>●第1回推進会議において、経済的支援策を検討するにあたっては、打撃の大きい被害に遭った方のニーズを聞き取り、検討していくことで委員のご了承をいただき、犯罪種別においては重要犯罪に限定しての収集としたところです。</p> <p>●県として、全ての犯罪被害者のニーズを反映させて制度に盛り込んでいくことは、財政面を考えても難しいことから、支援の優先度の高い方のニーズの掘り起こしとさせていただいたところであり、この考え方については推進会議でもご理解をいただいていると考えています。</p> <p>●今後も被害者の声を支援策に反映していくことは重要と考えており、声の聴き方やターゲットの絞り込み等も含めて検討していきます。</p> |
| 4   | 県営住宅  | <p>・犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居はどのようなもので、いつから制度化されたのか。</p> <p>・公営住宅についても、犯罪被害者等にとって転居先の選択肢が広がることになるので、優先入居等の対応を講ずるべきである。</p>  | <p>●令和2年8月1日から、県営住宅の公募の際に、犯罪被害者等に対して抽選の確率が上がる措置をとるように改定しました。</p> <p>●各市町村に対しても、市町村営住宅への優先入居について導入を働きかけています。（令和2年9月9日現在、犯罪被害者等の市町村住宅について何らかの配慮を行っている市町村数は7市町村）</p>   |

## 第 2 回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目                   | 委員からのご意見  | 県の考え方   |
|-----|----------------------|---|---|
| 5   | 二次被害<br>(マスコミ<br>報道) | <p>・ 刑事裁判や判決の報道において、加害者が被害者に支払った損害賠償について、詳細な金額まで記事に載せる例が散見される。「加害者が被害者に損害賠償を支払った」という事実の報道はなされても、詳細な金額を報道することがないよう配慮していただきたい。</p> <p>(そのことが SNS 等により二次被害につながることもある。)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者の心情に配慮のある報道が行われるよう、報道機関へ配慮を促していきます。</li> <li>● ご意見を【指針 P33 オー（ア）～（ウ）】（県民の理解の増進）に反映しました。</li> </ul>  |
| 6   | 二次被害<br>(マスコミ<br>報道) | <p>・ 一度不適切な報道がされるとそのことを回復することは難しい。そのため初動対応として、被害者がメディアにさらされないように、マスコミ対応におけるリスクを被害者に伝えることと、弁護士による初期対応を警察側がやや強く勧める必要がある。</p> <p>・ 犯罪被害者は犯罪についても、報道対応に関しても全くの素人で経験がないため、余計な個人情報を伝えてしまうリスクがあり、そのことを防ぐための支援策を考える必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪被害者支援先行県の神奈川県では、法テラス・弁護士会などの「無料法律相談」制度を活用し、被害直後から無料相談に結びつけるようにしています。</li> <li>● 本県では、県警察において、被害直後の犯罪被害者等に対して、弁護士の無料相談があることや弁護士が受任することで報道対応等ができることについて、ハンドブックなどを使い周知に努めています。また、こうち被害者支援センターを早期援助団体として指定し、その支援の中でも弁護士相談につなげるなど、犯罪被害者等をできるだけ早期に弁護士につなぐことについて連携を取りながら進めていますが、被害者が早期に弁護士相談を受け、報道対応などを依頼する事例がないのも事実です。</li> <li>● 一度出た報道を訂正することは難しいため、県としては報道が出る前の対応が重要であることの周知に努めます。また、弁護士の相談を受けられない被害者がおられれば、関係機関と連携をとり、対応に努めていきます。</li> <li>● 法テラスや弁護士会に対しても、弁護士相談制度の一層の周知に努めてもらうよう働きかけます。</li> </ul> |
| 7   | 二次被害<br>(代理人)        | <p>・ 被害を受けた直後の対応（マスコミ対応、雇用主との対応、労災申請など）に、代理人として弁護士が当たる必要性についての意見があった。それを実現するため、こうち被害者支援センターに顧問弁護士を置き、被害者の希望があれば、代理人を務めることができるようにして、その経費を公費で支援してはどうか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● こうち被害者支援センターと法テラス・高知弁護士会とは、センターが法テラスの相談場所として指定を受けるなど連携体制が構築されており、被害者が弁護士の相談を受けられる仕組みは既にできています。</li> <li>● 仕組みの運用の問題として、どのように被害者を早期に弁護士相談につなぐかについては、今後、県・県警察・弁護士会・こうち被害者支援センターで協議していきます。</li> </ul>   |

## 第 2 回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目            | 委員からのご意見  | 県の考え方   |
|-----|---------------|---|---|
| 8   | 二次被害<br>(SNS) | <p>・ネット（SNS等）での誹謗中傷の扱いについて、様々な問題が起きていて議論はされているが、現状、削除要請などは被害者自身に対応せざるを得ない。県警でネットのパトロールなどをされていると思うが、犯罪被害者に対しては踏み込んだ支援、例えば、SNSの運営会社などへの対応依頼、発信者の特定と必要に応じて警告することなどを代行する仕組みが必要である。具体的な対応を考えるために、その分野の専門家の意見を取り入れるなどの検討も必要である。</p> | <p>●個人を特定できるようなネットへの書き込みについては、削除要請ができる法的整備が整っておらず、サイト管理者への働きかけが難しいのが現状です。</p> <p>ネット上での名誉毀損や侮辱を意図した匿名の書き込みは、プロバイダの業界団体が定めるガイドラインにおいて、法務省の人権擁護課から削除要請があった場合の対応を規定しているため、現状では、犯罪被害者等ご自身から高知地方法務局に対して情報の要請削除を行う必要があります。海外のプロバイダを介した事例や、ネットの</p> <p>●国の対策などの情報提供に努めていきます。</p> <p>「プロバイダ責任制限法」は、プロバイダの損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示の二つのことのみを規定している法律であり、インターネット上の限定的なケースに限って適用されます。国において、来年の法改正を目指し改定作業を進めているところであり、その動向に注視するとともに迅速な情報提供に努めます。</p> |
| 9   | 雇用保険          | <p>・犯罪被害に遭って退職せざるを得なくなった場合、退職理由が自己都合となると会社都合による退職と比べて失業保険の給付に不利益が生じるが、救済措置など検討できるか。</p>   | <p>●医師の診断書があれば、自己都合であっても、「特定理由離職者」として会社都合の失業者と同じ給付を受けることができます。</p> <p>●医師の診断書がない場合は、犯罪被害に遭ったことと会社に居づらくなったことの因果関係を、ハローワーク等で説明する必要があります。（一定の基準があるわけではなく、個々の案件毎に「特定理由離職者」にあたるかが裁定されます。）</p> <p>●付き添い支援などを通じ、被害者から論理的な説明ができるように支援することは、個別案件の裁定においても一定の補助になると考えられます。</p>   |
| 10  | 傷病手当<br>労災    | <p>・労災や傷病手当金の申請について、その手続き等の中で配慮すべきことも多くあるが、被害者自身で手続きする場合に知識がないがゆえに、申請を諦めるケースもある。弁護士が代理人となることで様々な対応ができ、被害者救済につながる。被害者がそのような支援を受けられる体制をつくる必要がある。</p>  | <p>●被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず保険給付が行われることの保険者への周知に努めています。</p> <p>●支援者養成や市町村担当者研修においても、労災や傷病手当金などの各種手続きについての情報提供を行い、付き添い支援等に生かされるよう努めます。</p>  |

## 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目               | 委員からのご意見  | 県の考え方   |
|-----|------------------|---|---|
| 11  | 犯給制度             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害給付制度は支給対象者に優先順位があり、その順位が高位の者しか支援を受けられないのが問題である。優先順位の付け方が複雑でわかりにくい。</li> <li>・また、故意の犯罪や被害者が誘発した場合など、支給されない場合がある。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等給付金支給は法定受託事務のため、優先順位の付け方など制度の内容については国において定められたものです。</li> <li>●給付金が原則不支給とされていた親族間の犯罪についても、事情を考慮し給付されるよう、法律改正が行われています。</li> <li>●受給対象者について、犯罪被害給付制度のパンフレット等により、周知に努めていきます。</li> </ul>                           |
| 12  | 全般<br>(対象範囲)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援策の対象範囲は「生命又は身体への被害を受けた者」と定義いただきたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪による被害の程度は幅広く、県として「生命又は身体への被害を受けた者」全てを対象とする制度を導入することは困難です。</li> <li>●犯罪被害による打撃の大きい方が、支援の優先度が高い方であると考えています。</li> </ul>  |
| 13  | 全般<br>(対象範囲)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援策の対象者について、重要犯罪被害者との記載が多いが、重要犯罪に加えて傷害事件の被害者も対象にしてほしい。</li> <li>・経済的支援策の対象者を犯罪被害給付制度の受給対象者とするという記載が多いが、対象者が限定的になるため、より多くの被害者を救済できるように対象者の範囲を決めるべきである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的支援策の検討にあたっての説明では、考え方をお示しするため、「犯罪被害給付制度の受給対象者」や「重要犯罪被害者」など、犯罪の種類別に対象範囲をお示してきましたが、具体的な制度設計にあたっては、支援策の対象となる「生命又は身体への被害を受けた者」の被害程度についても規定することを考えています。</li> </ul>   |
| 14  | 転居費用<br>(敷金・礼金等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居費用の補助の中に礼金・敷金も含め検討してほしい。</li> <li>・転居費用の補助の中に民間賃貸住宅等の賃料も含め検討してほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷金・礼金について、敷金は将来退去時に返還されるものも含まれており、引越費用の実費とは言いがたい側面もあります。礼金についても、敷金とのバランスで都度変更される場合もあることから、敷金同様に県費で負担する対象とすることは難しいと考えています。</li> <li>●高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供を行います。</li> </ul> |
| 15  | 転居費用<br>(対象範囲)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自宅や自宅近く」で起きた犯罪被害を想定していると思うが、例えば「自宅を知られており」そこで再被害や二次被害を受けるおそれがあり、このような場合も対象としてほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご意見のありましたケースについても、制度設計にあたって検討していきたいと考えています。</li> </ul>  |

## 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目             | 委員からのご意見  | 県の考え方   |
|-----|----------------|---|---|
| 16  | 転居費用<br>(対象範囲) | ・対象範囲を「生命又は身体への被害を受けた者」、「性犯罪被害者」及び「ストーカー被害を受けた者」とされたい。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象範囲を「生命又は身体への被害を受けた者」とすることについての考え方については、No.12でお示ししたとおりです。</li> <li>●「性犯罪被害者」については、自宅又は自宅付近で犯罪被害に遭い自宅での居住が困難になる事案が多いと考えられますので、制度化にあたっては被害の程度等により判断することとし、支援の漏れがないよう制度設計していきたいと考えています。</li> <li>●「ストーカー被害を受けた者」について、被害程度により対象となる事案もあると考えています。制度化にあたっては、被害の程度等により判断することとし、支援の漏れがないよう制度設計していきたいと考えています。</li> <li>●一方、ストーカー被害を避けるための引っ越しは、隔離の意味も含むため、警察の保護などの支援も併せて必要であり、今回検討中の「転居費用の補助」とは分けて考える必要があります。一時保護後に引き続き中長期の隔離が必要とされる事案における居住場所の確保や、それに伴う支援については、現在国（警察庁）でも転居費用の補助を含む様々な支援策が検討されており、その中で議論される施策であると考えています。</li> </ul> |
| 17  | 見舞金<br>(誘導施策)  | ・制度導入のために、市町村に対して間接補助をしながら制度設計を後押ししていく（誘導施策）ことには賛成であるが、市町村で制度設計するまでの間は県の施策として運用していくべきである。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活福祉に関する経済的支援については、基礎自治体である市町村が主体となるべき施策であると考えています。</li> <li>●県としては、間接補助による財政的支援を行いながら、各市町村において経済的支援制度が導入されるよう、民間支援団体と連携しながら市町村に導入を働きかけていきたいと考えています。</li> </ul>   |
| 18  | 見舞金<br>(対象範囲)  | ・生活保護を受けている人は、見舞金を受給すると生活保護費が減額されるのではないかと。減額されないような制度設計をお願いしたい。   | ●生活保護は法定受託事務のため、収入認定の範囲については国において決定され、県の裁量はありません。   |
| 19  | 貸付金            | <p>・貸付金を制度設計する上で、回収の可能性の担保が課題となり得るが、条例の基本理念に基づき、犯罪被害者が受ける社会的コストと捉え、誰からも支援が受けられない犯罪被害者を救済するために制度設計を考えるべきである。よって、回収の可能性については、施策実施の可否の検討段階ではなく、貸付要件の検討段階でされるべきことと考える。</p> <p>・県としてそれでも償還見込みがない人には貸付できないというのであれば、犯罪被害給付制度の受給対象者のみでも対象に制度化するべきではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害のために生活困窮に陥った方への支援としては、償還義務が発生する貸付金に比べ、償還不要である経済的支援がより優先度の高い施策であると考えています。このため、こうした制度の導入促進に取り組みたいと考えています。</li> <li>●犯罪給付制度の受給対象者を対象とする貸付制度の導入について、高知県では犯罪被害者等給付金の申請からの給付までの期間は平均3か月であり、他県と比べても、早期に被害者へ給付が行われています。給付までの間の支援ができるよう、市町村に経済的支援制度の導入を働きかけていきたいと考えています。</li> </ul>  |

## 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目              | 委員からのご意見   | 県の考え方   |
|-----|-----------------|--|---|
| 20  | 貸付金<br>(社協貸付)   | <p>・社協の貸付制度は、失業などで生活困窮に陥った人が自立するために支援するためのもので、犯罪被害に遭って生活困窮に陥った人を支援する貸付制度ではない。よって県が犯罪被害者向け貸付制度の代替として、社協の貸付制度を考えることは無理がある。</p>   | <p>●社会福祉協議会の貸付制度には所得要件等もあり、全ての犯罪被害者を対象とする貸付制度の代替施策となるとは考えていません。しかしながら、生活困窮に陥った理由を問わず困窮者の自立を支援する貸付制度であり、一定の要件を満たすことで犯罪被害者等も利用できる制度ですので、犯罪被害者等が利用できる支援の一つとして、条件等を分かりやすく説明したうえで周知をしていきたいと考えています。</p> <p>●母子父子寡婦貸付制度についても、社会福祉協議会の貸付制度同様に一定の要件を満たす必要がありますが、犯罪被害者等が利用できる可能性のある支援策の一つとして併せて周知をしていきます。</p> |
| 21  | 再提訴費用<br>(初回提訴) | <p>・再提訴の前の初回提訴の時点で、被害者等が費用負担できず提訴を断念している事案は多々ある。再提訴費用だけでなく、初回提訴費用も助成の対象にすべきである。東京都中野区に初回提訴費用の負担の例がある。</p> <p>・損害賠償が確定しても、加害者から支払いがない場合は、被害者の持ち出しになってしまう。</p> <p>・初回提訴と再提訴の差異は確定判決の有無のみであるが、初回提訴であっても補助の可否（勝訴の見込）を審査する審査会を設けるなどして、補助を要する案件にのみ補助を行うことが可能である。</p> | <p>●初回提訴費用については、一定の資力基準（収入要件・資産要件）がありますが、法テラスの民事扶助制度（弁護士費用等立替制度）を活用していただくべきと考えます。中野区の事例は、法テラスの民事扶助制度を利用した方が相手方から利益を得られず、費用の返還免除対象（生活保護受給）にも該当しない場合に、法テラスに返済を要する額（上限額あり）を助成する制度ですが、県内の支援対象件数など、制度検討に必要な現状把握が現時点では困難です。</p> <p>●「加害者から支払いがない場合」への対応策を県で講ずることは、大変困難であると考えます。</p>                       |
| 22  | 再提訴費用<br>(制度設計) | <p>・再提訴が必要となる場合、最終的に賠償金を支払わせることは現実的に困難なケースがほとんどである。そうであるならば、再提訴の意義は、被害者の処罰感情の発露にしかなく、そのことへの支援は、見舞金の中に含めて対応すること（支援策として再提訴費用の補助は行わない）が適当ではないか。</p>   | <p>●初回提訴費用については、No.21のとおり、法テラスの民事扶助制度を活用できますが、再提訴に関しては現状では活用できる支援策がないため、権利の保護の観点も含め、再提訴費用について補助が必要であると考えています。</p> <p>●時効停止とすることで、「賠償責任のある加害者の『逃げ得』は許さない」という一定の抑止効果も期待できると考えています。</p>  |
| 23  | 再提訴費用<br>(初回提訴) | <p>・条例の基本理念に基づき、初回提訴費用も犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成促進のための社会的コストと捉え、誰からも支援が受けられない犯罪被害者を救済するために制度設計を考えるべきである。</p>   | <p>●犯罪被害者等に必要な支援を届けることは、条例の中にも定義されている県の責務です。しかしながら、県の施策として、全ての支援策を全ての犯罪被害者等に届けることは現実的には不可能であり、具体的な経済的支援策を検討するにあたっては、「犯罪被害者等の声」をお聞きすることはもちろん、他の都道府県の状況なども参考にしながら、対象とする経費や対象者の範囲などを定め、財政的にも持続可能な制度となるよう設計したいと考えています。</p>  |

## 第 2 回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

| No. | 項目         | 委員からのご意見   | 県の考え方  |
|-----|------------|--|--|
| 24  | 職場の理解      | ・犯罪被害者等が被害の状況を直接職場に伝えることは難しいと思う。<br>弁護士を雇うまでいなくても、誰か被害者に代わって伝えてくれる人（制度）などがあれば良い。   | ●付き添い支援の中でもできることがあると考えられますので、労働局やこうち被害者支援センターと協議・連携し、支援を検討していきます。  |
| 25  | 職場の理解      | ・犯罪被害にあった人への休暇制度などについても事業主に理解を求めていくことには賛成であるが、事業主が理解しても、同僚には情報開示をしないと、どうしても職場に居づらくなることになる。   | ●難しい問題ですが、労働局とも連携し、同僚の理解が得られた好事例の収集などをもとに継続的に協議していきたいと考えています。  |
| 26  | 情報の共有      | ・学校や職場への説明を被害者本人に代わって代行する仕組みが必要である。（具体的なスキームや役割分担を示す）<br>・誰もが犯罪被害支援についての知識があるわけではなく、ある日突然、その対応をすることは困難である。例えば、従業員が犯罪被害に遭った事業主に対して、犯罪被害者の代理人としての交渉だけでなく、他の職員への周知の仕方など、業務運営について事業主へのコンサルティングなども含めた仕組みが必要である。 | ●県・県警察・こうち被害者支援センターが中心となり、市町村や労働局等とも連携して、支援のコーディネートができる仕組み作りをしていきます。学校や職場等への説明も、必要な支援の一環として調整していきます。<br>●その仕組みの中で、事例から学んだ効果的な支援のノウハウを組織的に積み重ね、事業主等への支援に生かしたいと考えています。 |
| 27  | 指針<br>(項目) | ・箇条書きではなく、総論的記述が必要ではないか。<br>・法テラスを相談窓口として追加すべきである。<br>・一部表現が分かりづらいところがあり、分かりやすい表現に統一すべきである。<br>・指針の中カテゴリーをより分かりやすくしてほしい。   | ●いただいたご意見を、指針の中間取りまとめ案全体に反映しました。   |
| 28  | 指針<br>(項目) | ・県民の理解の中に①「マスコミの適正な報道を求める」②「ネットでの誹謗中傷への対策」を加えてはどうか。<br>・③「犯罪被害者等に関する情報の保護」に具体的な対応に必要な費用も含めて盛り込めないか。  | ●ご意見を【指針 P33 オー（ア）、（イ）】（県民の理解の増進）に反映しました。（①、②）<br>●ご意見を【指針 P33 オー（ウ）】（県民の理解の増進）に反映しました（③）  |
| 29  | 広報・啓発      | ・犯罪被害者の支援をしていく人たちに対して啓発は重要であり、特に、県職員や市町村職員の研修の中に組み込んだりして啓発していくべきであり、どのように広報・啓発していくかのロードマップをつくっていく必要がある。  | ●様々な発信の機会を通じて広報・啓発を行うとともに、市町村の犯罪被害者等の支援担当職員への計画的な啓発に努めていきます。   |

(案)

【経済的支援策についての考え方】

| No. | 項目                    | (1) 転居費用の補助  | (2) 再提訴費用の補助  | (3) 市町村と連携した経済的支援制度  |
|-----|-----------------------|--|---|--|
| 1   | 制度の概要                 | 犯罪被害により、従前の住居に移住することが困難になったと認められるものに対し、新たな住居へ転居するための費用を助成  | 民事裁判で犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償権が確定したにもかかわらず、加害者からの支払いが行われない犯罪被害者等に対し、時効中断のために再提訴に要する費用の一部を助成   | 犯罪被害者等に対する、犯罪被害に起因する経済的困窮による日常生活・社会生活の早期回復のための経済的支援制度（県は要する経費の一部を市町村に補助する）   |
| 2   | 対象となる犯罪及びその程度並びにその対象者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅または自宅近くで殺人や性犯罪等の犯罪により重大な生命、身体の被害を受けた犯罪被害者等で、従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合</li> <li>・ 犯罪発生時、高知県に住所を有していたこと</li> <li>・ 被害に事実が被害届等で確認できること</li> <li>・ 犯罪による被害を受けたときから1年以内</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命、身体に重大な被害を受けた被害者が、損害賠償請求訴訟を提起し支払いが確定したにもかかわらず、加害者からの支払いがなく、当該損害賠償請求権の時効消滅を中断させるために再度の訴訟を提起する場合</li> <li>・ 再提訴時、高知県に住所を有していたこと</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害給付制度の受給対象者と性犯罪被害者</li> <li>※生命、身体に重大な被害を受けた犯罪被害者等で</li> <li>①犯罪によって死亡した被害者の第一順位遺族</li> <li>②犯罪の被害によって重傷病を負い、全治に1か月以上かつ3日以上入院が必要である場合</li> <li>③犯罪の被害によって精神的疾患を負い、全治に1か月以上かつ3日労務不能と認められる場合</li> <li>④強制性交（等）により療養が必要であると認められる場合</li> </ul> |
| 3   | 補助対象経費                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引越しを行った事業者を支払った金額</li> <li>・ 敷金・礼金は含まない</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再提訴に係る費用のうち裁判所に支払う費用</li> <li>・ 事務手数料や印紙代</li> </ul>   | 検討中  |
| 4   | 補助金額                  | 具体的な金額は現在調整中   | 具体的な金額は現在調整中  | 検討中  |
| 5   | 所得要件                  | <p>あり</p> <p>(申請者の収入が児童手当支給要件を超えないこと)</p>  | <p>あり</p> <p>(申請者の収入が児童手当支給要件を超えないこと)</p>   | 検討中  |